

静岡県文化財保護条例施行規則及び静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第25号

静岡県文化財保護条例施行規則及び静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則の一部を改正する規則（静岡県文化財保護条例施行規則の一部改正）

第1条 静岡県文化財保護条例施行規則（平成31年静岡県規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第36号（略） 出土文化財譲与（譲渡）申請書 （略） <u>静岡県埋蔵文化センター</u> 所長 様 （略）	様式第36号（略） 出土文化財譲与（譲渡）申請書 （略） <u>静岡県埋蔵文化財センター</u> 所長 様 （略）
様式第37号（略） 出土文化財譲与（譲渡）承諾書 （略） <u>静岡県埋蔵文化センター</u> 所長 <u>印</u> （略）	様式第37号（略） 出土文化財譲与（譲渡）承諾書 （略） <u>静岡県埋蔵文化財センター</u> 所長 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則の一部改正）

第2条 静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則（平成31年静岡県規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第2号（略） （略） <u>静岡県知事</u> 氏 <u>名</u> <u>印</u> 埋蔵文化財発掘調査指示通知書 （略）	様式第2号（略） （略） <u>静岡県知事</u> 氏 <u>名</u> 埋蔵文化財発掘調査指示通知書 （略）
様式第4号（略） （略） <u>静岡県知事</u> 氏 <u>名</u> <u>印</u> 土木工事等発掘指示通知書 （略）	様式第4号（略） （略） <u>静岡県知事</u> 氏 <u>名</u> 土木工事等発掘指示通知書 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中静岡県文化財保護条例施行規則様式第36号の改正及び様式第37号の改正（「静岡県埋蔵文化センター所長」を「静岡県埋蔵文化財センター所長」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正の施行の際現に第1条の規定による改正前の静岡県文化財保護条例施行規則様式第36号（以下「旧様式」という。）により提出されている申請書は、同条の規定による改正後の静岡県文化財保護条例施行規則様式第36号により提出された申請書とみなす。
- 3 第1項ただし書に規定する改正の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。